

一般社団法人史蹟将門塚保存会会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人史蹟将門塚保存会（以下「この法人」という。）の定款に定める正会員、参与会員及び一般会員（以下「三種会員」という。）の入会及び退会等に関し、必要な事項を定め、その地位の安定を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 この法人の正会員は、当法人の目的に賛同し、法人の運営及び事業を推進するために入会した個人又は法人とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 2 この法人の参与会員は、当法人の目的に賛同し、法人の活動を援助し、運営及び事業に参加するために入会した法人とする。
- 3 この法人の一般会員は、この法人の目的に賛同し、法人の活動を援助するために入会した法人又は個人事業主とする。

(会員の区分)

第3条 前条各項の会員になるために必要な手続きは次のとおりとする。

- (1)正会員 入会の申込みをし、理事会の承認を受け、会費を納入した時点で入会とする。
- (2)参与会員 入会の申込みをし、理事会の承認を受け、会費を納入した時点で入会とする。
- (3)一般会員 入会の申込みをし、会費を納入した時点で入会とする。

(入会)

第4条 この法人の三種会員として入会しようとする者は、入会の申込みを要する。

- 2 この法人の三種会員として入会しようとする者は、次に掲げるすべての事項に該当することを誓約しなければならない。
 - (1) この法人の目的及び事業に賛同すること
 - (2) 社員会員にあっては、この法人の運営及び事業を推進するため積極的に活動すること、会員及び特別会員にあっては、この法人の活動に積極的に参加又は援助すること。
 - (3) 暴力団関係者又は反社会的勢力に該当しないこと

- 3 この法人の三種会員として入会しようとする者が、次のいずれかに該当する場合には、代表理事は、入会の承認をしないことができる。
 - (1) 申込書に虚偽の事項を記載した者
 - (2) この法人から除名の決定を受けたことがある者
- 4 三種会員は、入会申込書記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

(退会)

第5条 この法人の三種会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 三種会員が、定款の定めにより除名されたとき又は資格を喪失したときは、退会したものとみなす。

(名簿)

第6条 三種会員が入会したときは、会員名簿に登録するものとする。

- 2 三種会員より変更届の提出があったときは、速やかに会員名簿記載事項を変更するものとする。
- 3 三種会員が任意退会、除名又は資格の喪失により退会したときは、速やかに会員名簿の登録を抹消するものとする。

(譲渡の禁止)

第7条 三種会員は、三種会員たる地位並びに会員規約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡又は移転をし、貸与し又は担保に供する等の行為をすることはできない。

(個人情報の取扱い)

第8条 この法人及び三種会員は、この法人が保有する三種会員その他の個人情報に関して適用される法規を遵守して、当該個人情報を適切に取り扱い、その保護に万全を期すものとする。

(規約の変更)

第9条 この規約は、理事会の決議をもって変更することができる。

附 則

- 1 この規約は、令和6年9月1日から施行する。